

第504回
三戸町議会臨時会会議録

令和4年7月12日 開会・閉会

三戸町議会

目 次

会期日程	2
上程案件及び処理結果	2
<u>第1日目 令和4年7月12日(火)</u>	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のために出席した者の職氏名	4
職務のために出席した事務局職員	4
開会・開議	5
日程第1：会議録署名議員の指名	5
日程第2：会期の決定	5
日程第3：諸般の報告	6
・議長の報告	
日程第4：議案一括上程、町長提案理由の説明	6
日程第5：議案第49号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第4号）	7
追加議事日程第1：議員提案第1号 議会での透明性のある対応を求める決議案	24
閉会・署名	25

会 期 日 程 表

会 期 令和4年7月12日（1日間）

日 程	月 日	会議の種別	開議時間	内容
第1日	7月12日 (火)	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none">・会議録署名議員の指名・会期の決定・諸般の報告・議案の一括上程・提案理由の説明・議案審議・採決

上程案件及び処理結果

議案案件	番号	件 名	議決年月日	処理結果
議案	49	令和4年度三戸町一般会計補正予算 (第4号)	R4. 7. 12	原案可決

第1日目 令和4年7月12日（火）

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 1. 議長の報告
 - 第4 町長提案理由の説明
 - 第5 議案第49号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第4号）
-

○追加議事日程

- 第1 議員提案第1号 議会での透明性のある対応を求める決議案
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○応招議員（14人）

○出席議員（14人）

- 1番 柳 雫 圭 太 君
 - 2番 小笠原 君 男 君
 - 3番 和 田 誠 君
 - 4番 越 後 貞 男 君
 - 5番 乗 上 健 夫 君
 - 6番 山 田 将 之 君
 - 7番 栗谷川 柳 子 君
 - 8番 藤 原 文 雄 君
 - 9番 番 屋 博 光 君
 - 10番 千 葉 有 子 君
 - 11番 久 慈 聡 君
 - 12番 澤 田 道 憲 君
 - 13番 佐々木 和 志 君
 - 14番 竹 原 義 人 君
-

○欠席議員（0人）

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦君
委任説明員	副町長	馬場浩治君
	参事（総務課長事務取扱）	武士沢忠正君
	まちづくり推進課長	中村正君
	総務課財政指導監	下村太平君
	まちづくり推進課長補佐	佐々木洋君

○職務のため出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝守世光君
主幹	櫻井優子君

午前 10 時 00 分 開会・開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから第 504 回三戸町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8 番、議会運営委員会委員長、藤原文雄君。

○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

第 504 回三戸町議会臨時会の議事日程を審議するため、7 月 8 日、午後 1 時 30 分、委員会を招集。馬場副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定いたしました。

7 月 12 日、午前 10 時、本会議、開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を本日 1 日と定め、諸般の報告を行います。次に、議案を上程し、町長に提案理由の説明を求め、議案第 49 号を審議、採決し、閉会予定と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和 4 年 7 月 12 日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（竹原 義人君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において 9 番、番屋博光君、10 番、千葉有子君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日1日と決定しました。

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第3、次に議長の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付してあります。

日程第4 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

日程第4、議案第49号を上程いたします。

上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

本日ここに、第504回三戸町議会臨時会の招集のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には、ご多用の折にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

去る7月8日、安倍晋三元首相があつてはならない暴挙に倒れられ、お亡くなりになられたことは、誠に残念でなりません。心より哀悼の意を表しますとともに、ご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

それでは、今回提案いたします案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第49号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。本案は、令和4年度三戸町一般会計既決予算額67億6,557万6,000円に歳入歳出それぞれ1,386万1,000円を追加し、予算総額を67億7,943万7,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、株式会社SANNOWAの株式取得費716万1,000円、さんのへ秋まつり山車組等製作運行補助金670万円を追加補正しようとするものであります。

株式会社S ANNOWA株式取得に当たりましては、会社設立時の共同出資者である株式会社読売広告社と町との間で取り交わした合弁基本契約約定に基づき、町が株式を取得しようとするものであります。

株式会社S ANNOWAは、平成 31 年 1 月に官民連携で運営する地域商社として設立して以降、経営を軌道に乗せるべく、商品開発及び販路拡大に取り組んでまいりました。今回共同出資者からの株式取得及び会社運営の方向性を模索する中で、一旦は経営継続の判断をいたしましたが、会社を取り巻く状況の変化や運転資金の調達が困難であるなどの面から、設立者であり、筆頭株主である町として、早期に事業を停止させ、支出を抑制させることが必要と判断したところであります。

あわせて、今回の町としての判断は、今後取締役会及び総会を経て最終決定がなされることとなりますが、議員各位におかれましてはご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、案件についてご説明を申し上げますが、議員の皆様におかれましては十分ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

日程第 5 議案第 49 号 令和 4 年度三戸町一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（竹原 義人君）

日程第 5、議案第 49 号 令和 4 年度三戸町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。補足説明願います。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

議案第 49 号 令和 4 年度三戸町一般会計補正予算（第 4 号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和 4 年度三戸町一般会計既決予算額 67 億 6,557 万 6,000 円に歳入歳出それぞれ 1,386 万 1,000 円を追加し、予算総額を 67 億 7,943 万 7,000 円にしようとするものでございます。

4 ページをお願いいたします。歳出、2 款 1 項 5 目地方創生推進費では、23 節投資及び出資金の株式取得費 716 万 1,000 円を追加するものでございます。S ANNOWA 設立時に読売広告社と交わした合弁基本契約書に基づき、第 3 期以降の当期純利益が 140 万円を下回りましたので、町が読売広告社が保有する S ANNOWA 株 980 株を買い取るものです。1 株当たりの買取り価格は、1 株当たりの純資産額 7,307 円となっております。

5 ページの 7 款 1 項 2 目観光費では、18 節負担金補助及び交付金のさんのへ秋まつり山車組等製作運行補助金 670 万円を追加するものです。新型コロナウイルス感染症の影響に

より、3年ぶりの開催となるさんのへ秋まつりは、例年の規模を縮小して行います。山車の製作、運行に当たり、補助金として各山車組に100万円を上限に山車小屋設営に係る経費を3団体合計で55万円、斗内獅子舞保存会に15万円を交付するものです。

開催に当たりましては、町と観光協会、山車組、学校関係者で組織する実行委員会を立ち上げ、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、安心、安全な秋まつりの開催を目指してまいります。日程は10月2日日曜日の1日みの開催とし、山車組6団体等が参加して行われます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

藤原君。

○8番（藤原 文雄君）

先ほど町長並びに担当課から今回の件について説明をいただきましたけれども、全協でも一通り説明を受けましたが、改めて説明をしていただきたいと思います。

まず最初に、SANNOWAの件、716万円の支出の件でございますけれども、716万円を今回支出してということは、SANNOWAは三戸町の100%株式会社になるということでございますけれども、それに対する国交付金の返還を含めた対応の説明を1つ聞きたいと思います。

もう一点、その交付金、返還の可能性等のことがこれからの方向性、町としての方向性について、判断基準となっているかについて、2点伺います。

（「暫時休憩をお願いします」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午前10時13分）

休 憩

（午前10時21分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

藤原議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の国への返還、交付金の返還の可能性についてということですが、国の地方創生交付金を受けるに当たりましては、申請をして採択を受けておりましたので、その要件に合わない形で交付金を使う場合とか、あとは町の歳入に入れるような場合には、一般的には交付金返還の対象となることが考えられます。今回仮に解散または休眠した場合の返還の有無を県に確認しておりますが、具体的な方向性が決まって、交付金の一部を町が受けるような状況になった時点で国に問合せをするとの回答を得ておりますので、そのような時期に改めて県に確認をすることといたします。

また、2点目の交付金返還の有無によって今後のS ANNOWAの方向性に影響があるかないかということをございますけれども、交付金の返還の有無では今後の方向性については変わらないと、影響はないというふうに考えております。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

交付金の返還等のことについての説明を伺いましたけれども、これは前回の6月議会において説明がなされなかったというのが非常に疑問点に思っていた点であって、もう一つは町としてのその方向性がまだ、きちんとした説明がなされなかったという、この2点を前回は問題視してきましたけれども、今回取りあえず町長の先ほどの説明を聞いても、3月議会では継続の方向で話をされていたと思います。それから、6月定例会では、はっきりした方向性については、私は聞いたというような感じはしなかったのですけれども、今回全協その他では継続は大変難しいという説明は受けましたけれども、議場の場で正式に聞いた覚えがないということで、今回改めてそのところを確認したかったということで、継続から継続を断念という、これはまず取締役会でそういった話合いがなされたということで承知をしていますけれども、町としてのこれからの判断、方向性については、取締役会で最終決定をしてからとなるということだろうと、先ほどの説明からそういう解釈をしていますけれども、これまでの流れ、継続から継続を断念ということは、まず方向転換と言ってもいい大きな判断だったと思います。これについては、常に町としては、町に対する損害を食い止めなければならない、損害があるとすれば、それを回避する努力をしなければならないというような、大変難しい判断だったと思います。なので、この方向転換については、3月議会で私も再三にわたって継続を一回止めたほうが良いという意見は出していますので、その判断については問題ないものと思いますけれども、これまでの3月議会から6月議会にかけての町としての説明責任の部分について、大変疑問があるわけで、その説明責任の部分についての町の対応がどうだったかということについて、町長の見解を伺いたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、町としての説明責任というところでの御質問でございますので、繰り返しの部分もあろうかと思いますが、お答えを申し上げさせていただきます。

第3期の経営状況の試算から入りますが、決算見込みの時期から今後3年間の収支計画の試算を基に3年後の黒字化を目指すこととし、3月定例会において町としても会社を継続させる考えでありました。しかし、3月議会定例会以降に、皆様からいただいたご意見、ご指摘を踏まえ、試算の期間を10年とし、月ごとの収支をできるだけ予測し得る範囲で試算をしたところ、幾つかの時点で資金調達が必要となるポイントがあり、金融機関から融資の可能性について会計士へ照会した結果、融資を断念せざるを得ないことが判明をできております。

その結果、5月27日に通常取締役会が開催され、会社継続をする場合の試算、資金繰り、事業停止、休止などの内容を協議した結果、継続を断念することとなり、以後の処理については読売広告社撤退後に詳細を決定し、進めることとなったことを受けたものでございます。この会社を継続させるためには、何といたっても資金調達が必要となるということが避けられない状態であり、金融機関からの融資が制度上見込めないこと、また仮に融資を受けた場合であっても、返済しながらの経営を継続していくことが困難であることなどが判明したことから、経営継続は困難との意見が出されております。

そしてまた、今回その報告を受けて、716万1,000円の株式の買取りということになるわけですが、これまで町長として設立者であり、株主の立場から経営状況の把握、運営など助言し、叱咤激励してまいりましたが、私自身をはじめ、社長や取締役共々、これまでの取組はある意味一定の成果を上げている部分もあると考えておりますが、ただS ANNOWA第3期目決算において、設立時の合弁基本契約書に定める当期純利益に達せず、株式取得のため公費による追加負担をさせていただくことについては、読売広告社撤退の事実も踏まえて、町長として真摯に受け止めるとともに、町民の皆様におわびを申し上げたいと思います。

○8番（藤原 文雄君）

私が聞きたかったこととちょっと説明は違うのですけれども、それでも町長の考え、これまでの経過については分かりましたけれども、改めてお聞きします。

今町長と副町長2人並んでおられるわけですが、片や取締役役に就いておられ、片や株主であると、その代表と私は思っているのですけれども、町長は、2人並んでいる中で、3月議会から6月定例会まで、様々議会にも説明があったというふうには思いますけれども、説明部分のところ、継続から継続を断念ということについて、双方の説明が必ずしも一致してこなかった部分があったと思っています。それは、町として説明の仕方等について、適切だったかというのが疑問があると思いますので、その説明の仕方について適切であったかどうかを、町長の見解としてどうなのかというのをお聞きします。

○町長（松尾 和彦君）

このたびのSANNOWAの案件につきましては、町としてもできるだけ説明をするべく努力はしてきたつもりではございます。しかし、我々の説明の仕方、あるいはまた議員の皆様への受け止め方、双方の中でしっかりといい、我々の説明する部分でまだまだ努力をしなければいけないところが多々あったのではないのかなど、そのように感じております。したがって、今後様々な案件がこれからもいろいろ出てくるとは思いますが、このSANNOWAに限らず出てくるとは思いますが、議員皆様との意見交換の場、またそこをどういうふうにするかで、町側の提案であったり、考え方というのを伝えていくことができるのか、よく我々も研究していかなければならないというふうに思っております。まず、このたびのことにつきましては、大変申し訳なく思っております。

○議長（竹原 義人君）

町長、今回の質問は、株主と取締役の意見が一致しているのかという、716万円に関して、だと思っております。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまご指摘を受けましたので、716万円の株式の取得について、意見の一致がしているのかということではございますが、これは取締役会で決まったことについて、町としてそれを了承するわけでありますので、双方の間で意見が違っているということは基本的にはないかと思っております。ただ、それを説明していく中で、受け止められ方というところで、ちょっとお互いにそごがあったのかなというふうに思っておりますので、そういった部分について、今後そういうことにならないように気をつけていきたいというふうに考えております。

○1番（柳 圭太君）

4ページの2款1項5目地方創生推進費の株式取得費について、町長にお伺いをいたします。

今回、合弁基本契約書の下に716万円の株式を町が買い取るということなのですが、まず町の方、様々ご意見はあると思うのですが、この716万円、公金、税金を投入することに対して、町長自身のお考えをお伺いしたい。あと、この716万円という金額、町長はどのように捉えておりますか。非常に重い金額だと私個人的には捉えておりますが、町長のご意見、多少私見が関わっても構わないので、お考えをお伺いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

今回のSANNOWAの株式取得についてのことでございます。先ほどもお答えを申し上げましたが、今回の株式取得のために716万1,000円という金額の公費による追加負担

ということを議会の皆様にお願いをするということ、そしてまた読売広告社撤退というその事実につきまして、町長として真摯に受け止めるとともに、町民の皆様におわびを申し上げたいと、そのように考えております。

○1番（柳 隼 圭太君）

この716万円、その公金の中には町の方、働く環境であったり、生活の環境、様々な環境を抱えた上で町税というものを納めている方がいらっしゃいますので、その働いている環境の中、生活の環境をしっかりと町長自身が受け止めた上で、この公金というものを投ずるというのにしっかりと考えていただければと思っております。いま一度、町長、そういった皆様の考えも踏まえた上で、もう一度自身のお考えを述べていただければと思います。

○町長（松尾 和彦君）

これは、あくまでも公金ということでございますので、その重要性、また必要性というものについては、十分理解をしていきたいというふうに思っております。金額の大小ということもあろうかと思いますが、とにかく今回この不要な支出をできるだけ減らすことで、まずは一旦止血をする。そして、その後については、それが無駄とならないような形、あるいは正当な形というので、しっかりと対応できるように町としても工夫をしていかなければならないなというふうに考えてございます。

いずれにしても、こういった形で公金を追加負担ということをお願いするというときに、町長として町民の皆様を重ねておわびを申し上げたいと思います。

○4番（越後 貞男君）

町長にお伺いしますけれども、ちなみに賛成か反対かといえれば、私も迷っております。それで、先ほど来、藤原議員、柳 隼 議員からもSANNOWAの件で質問が出ておりますけれども、まず読売広告社の716万1,000円の株式、これを取得するというときに当たり、例えば町、町民に対して利益になることかと、また負担になることかと、その辺を町長はどのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

（「暫時休憩」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午前10時40分）

休 憩

(午前10時41分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
町長。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

今回の読売広告社の株式取得716万1,000円が町民にとって利益になるのか、あるいはデメリットになるのかと、そういうご質問だったと思います。まず、今回の買取りにつきましては、約定に定めているものを実行すると、履行するということになりますので、むしろそれをやらないことによる不利益というのは町として出てくるものだというふうに考えております。まず、これをしっかりと契約どおりに進めた上で、その後は100%の株式が三戸町ということになりますので、その後のことについては町として考えていきたいなというふうに思っております。

○4番（越後 貞男君）

今の答弁を聞きますと、株式を取得する契約にあるからというようなことのようにですが、契約があってもなくても、まず支出することには変わりないと思いますので、やっぱり町の財政から支出するわけですので、その辺のことをもう少しお答え願いたいと思いますが。

○町長（松尾 和彦君）

先ほどもお答えを、前の議員の方々にお話を申し上げましたが、今回の読売広告社に対しての716万1,000円の株式の買取りにつきましては、公費による追加負担、そしてまた読売広告社の撤退という事実につきまして、町長として真摯に受け止めるとともに、町民の皆さんにおわびを申し上げたいと、そのように考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○5番（乗上 健夫君）

議案書の4ページの2款1項5目23の投資及び出資金なのですが、一般的には投資、出資はそれに見合った配当、あるいはその事業の成果等を期待して行います。ですが、今回の株式の取得は、単に読売との契約履行のためだけで取得をいたしまして、町民の皆さんには発展的な投資、出資とは映らないものと思われまます。ただ、今度経営の継続が困難というようなことですので、これ以上の投資、出資はないものと考えますが、これまで町が投資、出資してきた基本的な考え方、一般的に配当とか、あるいは事業の追加等を期待し

てやってきたのかどうか。

あと1つは、出資金なのですが、公的資金から今度SANNOWAの資本金に変わります。町あるいは株主として、これ以上目減りをさせないように注視をしていく必要があると考えますが、町としてはどのように対応していくか、考えがあるか、お聞かせを願いたいと思います。

以上、2つについて質問いたします。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

(午前10時45分)

休 憩

(午前10時59分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

大変お待たせいたしました。

まず、1点目の配当というものを期待してやってきたかどうかという点についてでございます。これは、読売広告社のほうとの取決めをしております。地域商社に利益が生じた場合は、出資者である三戸町及び読売広告社への配当金は出さずに、将来成長するための投資、原資に充てる運用としますということを基本にやっておりましたので、期待してというものではございません。

2点目のSANNOWAの資本金をこれ以上目減りしないようにどのようにやっていくかということですが、今回SANNOWAの事業については、出血のほうをできるだけ抑えるため、事業停止をすることとしております。今後につきましては、そのように目減りがしないような取組というのを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（乗上 健夫君）

以上です。ありがとうございました。

○7番（栗谷川 柳子君）

この第3期以降の当期純利益140万円というのは、言い換えれば会社を設立した時点、契約を締結した時点からの達成すべき明確な目標であったと私はと思いますが、にもかかわらず当期純利益140万円を下回った主たる原因は何なのか。不可抗力か何かで仕方がないことだったのか、全部コロナのせいなのか、それとも経営努力によって何とか防ぐことができなかつたのかという点、お願いします。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午前11時03分）

休 憩

（午前11時07分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

町では、地域商社の設立に当たり、これまで地域産品の流通が付加価値性の低いものが主流であったことに着目をして、加工品として付加価値をつけるとともに、出資者及び経営者に民間活用の面から参入をしていただき、全国に三戸精品として販売するブランド化を目指し、チャレンジをしてきました。

140万円の当期純利益に達しなかったということではありますが、経営面からは第2期、第3期の期間中、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、営業、商談などが制限されたことは事実ではありますが、町長といたしましても、この不況を乗り越えるため、経営者をはじめ、取締役会を通じ、助言、検討、議論するなど行ってまいりましたが、こういった結果に大変申し訳なく思っているところでございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

町長は、この2年、3年、助言、叱咤激励をしてきたということで、株主としてという、株主の立場からということもあったかと思えます。そうしますと、せっかくですので、株主の立場からも今ご発言いただいたと思うのですが、この経営体制等について、副町長、取締役のほうから何かコメントがあればお願いしたいと思えます。あれば結構です。

それと、この株式買取りは、当然読売広告社との契約内容を履行するという責任を果たすことだと思うのですが、今回公費からの支出について、町、町民への責任というのはあるのかなのか、その部分についてお考えをお聞かせいただきたいのと、あとどなたかが何らかの責任を表す事柄なのかどうか、今現在のお考えをお聞かせいただきたいと思いません。

○副町長（馬場 浩治君）

取締役を仰せつかっております、取締役会に参加しています副町長の馬場ですが、今いただきました140万円赤が出たと、そして支払うべきものは支払わなければならないということになってございます。

それで、第1期目は順調に補助金をいただきながら、商品の開発に重点が置かれて進んでまいりました。そして、ビール、いろんな12品目等々の製品を販売をしてきたということで、1期目は順調に進んで、まず順調ではあったなと思ってございました。そして、2期目に、2期目の2月、3月頃には販売に行けなかったと、コロナの関係で販売に行けなかった。そして、商品は、1期目に作った商品をそのまま順次売り始めておりました。そして、それが、今言いましたけれども、各地域で行われている催事等に出席できなかったのが一番大きな原因かなと自分でも思っておりますし、取締役会の中でも方々に行けないのだということで、どうしたらいいかというふうな討論をいろんなことでさせていただきまして、最後にはネットで売りましょうということで、ネットで売ったり、それからA-FACTORYとか、いろんなデパート等々に商品を販売、卸して、それを売ってもらう、その収益が2期、3期が主であったよということでございました。

今言われれば、販売の仕方がちょっと難点があったのかなと思いますけれども、取締役会での話ではいろんな施策等々についても相談をしながら、これまでやってきたと、しかしながら結果が出なかったということでございますけれども、残念であったなというふうに思っております。

以上です。

○議長（竹原 義人君）

副町長、今の発言に140万円の赤が出たと最初に言いましたけれども、140万円の利益が出なかったという間違いではありませんか。

○副町長（馬場 浩治君）

利益が出なかったということでございます。大変申し訳ありません。訂正しておわび申し上げます。利益が出なかったということでございます。申し訳ございません。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま栗谷川議員から、税金を投入することについての見解と、そしてまた町長の責

任の表し方ということだと思います。

税金を投入することにつきましては、これまでも、今日もお話を申し上げておりますが、合弁契約書に定める当期純利益に達せず、株式取得のために公費による追加負担をお願いさせていただくこと、そしてまた撤退という事実につきましては、町長として真摯に受け止めるとともに、町民の皆様におわびを申し上げたいと、そのように思っております。おわびを申し上げます。

そしてまた、町長の責任の表し方ということですが、今回の株式取得はもちろんでございますけれども、今後のSANNOWAの処理等、また様々町民の皆様からのご意見を聞いたり、今回の事業がどうであったのかということまで含めて、しっかりと対応していくというのがまず町長としての責任の一端であろうというふうに考えてございます。まず、それ以上のことについてはこの場ではお答えできませんが、しっかりと今回の地方創生推進交付金を活用して進めてきたブランド化、そしてまた地元製品の販売、活用という部分について、そしてPRという部分について、しっかりと検証をしていかなければならぬと、そういうふうに考えているところでございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

私は、先ほどの質問で、町長が責任を表す、町長と言ったつもりはございませんで、どなたか何らかの責任を表すのですかと言ったつもりでした。町長だけという意味でした質問ではございませんでした。ということと、株主、取締役のほうでお考えがあるのかをお聞きしたいと申し上げた次第でございました。

もう一点は、3年前からこういう事態に、この契約書は存在しておりました。とにかくSANNOWAがうまくいくように、こういう事態にならないために、再三にわたって何人か議員から、一般質問ですとか、所管事務調査、全協等でも、折に触れて資金調達の件も含めて、運営体制についても含めて意見等申し上げてきておりますが、何か我々議員からのそういった意見等、ご記憶の片隅にあるのでしょうか。それらほとんど酌まれることなく、結果、危惧していたとおりになってしまったことは、私議員としては残念、無念でなりませんと申し上げて質問を終わりますが、何かあればお願いします。

○副町長（馬場 浩治君）

ただいま責任問題等々の話がございました。今まで来た、そして実績というか、結果が出なかったということに対しましては、深くおわびを申し上げ、反省してございます。責任問題等につきましては、取締役会、いろんな会社の関係等もございまして、今ここでどうするのだということにつきましては控えさせていただきます。

（何事か言う者あり）

○副町長（馬場 浩治君）

今まで議会の皆様からいろんな提案を伺っておりましたが、それをこれまで生かせず、会社のほうに反映できなかったということにつきましては、大変申し訳なく思っております。本当に申し訳ありませんでした。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいま栗谷川議員からいただきましたご意見ですが、3年前から事あるごとに議会で議員の皆様から心配をいただいて、様々なご意見が出てきております。そういった中で、町側といたしましては、経営の内容については社長が第一義的に取り仕切るものというスタンスでお答えをしております。そういった中で、議論が進まなかった、意見の交流がないというか、そういった状況のまま進んできたのが現実だと思います。結果としてこのような結果を迎えたことは、大変残念な結果だとは思いますが。町といたしまして、このような結果を次に反省材料として生かしてやっていかなければいけないのだと思っております。

議場でこういった議論するのも大変必要だと思います。ただ、申し上げられないことというの、まだ決定事項でないところとか、様々まだ流動的な状態であるところとかというところについての、そういったところの意見も必要でありますし、そういったことについては議場の中でのということではなく、様々な、議員控え室でもよろしいですし、何か組織を立ち上げるとかということも必要なのかなど。そういったところで結論を出すというわけではないのですけれども、そのような場で議論ができるところを経た上で、議場で質問をするとかということの組立てが必要なのかなと思っております。今回は議場でのやり取りというスタンスで来ていましたので、その辺は反省の材料なのかなと思っております。ちょっとその辺はこれからまた、こちらの考えは今私が申したとおりでありますけれども、議員の皆様のご意見もございましてと思っておりますので、その辺についてはちょっと検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○6番（山田 将之君）

これまでの説明、答弁等で、私が疑問に思っていた点はおおむね了解はできたのかなと思っております。ただ、これまでの答弁の中で、町長の答弁だったかな、契約不履行が町にとって不利益となるとおっしゃってございました。我々議会もですし、町もですし、町のため、町民のためというのがまず第一に考えなければならないと思っております。その上で、こういった方向性等々を含めた説明を、6月定例会以前には分かっていた、決まっていたと思っておりますが、それを6月定例会で伏せていたのはなぜなのか伺いたいと思っております。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

(午前11時25分)

休 憩

(午前11時28分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
町長。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。
今回のSANNOWAの700万何がしの金額の部分でございますけれども、6月定例会でその内容の部分がなぜ示されなかったのかというところだというふうに思います。これは、5月27日に行われた通常取締役会が開催されて、会社を継続する場合の試算、資金繰り、事業停止、休止などの内容を協議した結果、継続を断念することとなり、以後の処理についてはというところになります。読売広告社撤退後に詳細を決定し、進めることとなったことを受けた対応というふうにご理解をいただきたいと思っております。

○6番（山田 将之君）

今の答弁ちょっと理解できなかったのですが、もう一回聞きます。方向性です。決定事項ではなく、あくまで方向性等を6月定例会で明確に説明できなかったのはなぜなのか伺います。

○町長（松尾 和彦君）

繰り返しになりますが、5月27日に行われた取締役会におきまして、読売広告社撤退後に詳細を決定し、進めることとなったことを受けた対応ということでございます。

○議長（竹原 義人君）

町長、今山田君が聞いているのは、決定事項でなく、方向性についてをなぜ……決定事項でないのですけれども、そこを質問しています。

○町長（松尾 和彦君）

これは、正式には町とすれば取締役会、そして総会の後に決定をして、お示しをしようというふうに考えていたところでありますが、その過程の中で株主視点といいますか、取締役でないところの町側の考え方というところを説明する視点が少し欠けていたというふうに考えております。

○6番（山田 将之君）

町のため、町民のためというのが、やはり第一に考えなければならない点であると思っております。そういう場合もあるのかもしれませんが、今後町のため、町民のためを第一に考えていただき、透明性のある答弁等をしていただければと思います。

以上です。

○10番（千葉 有子君）

私も4ページ、2款1項5目23節の株式取得について、2点伺います。

今回の公金の投入に不信感、不安感を持っている町民もおられます。町長は、日頃から町政の見える化、町民の皆様との対話を大切にすると述べられています。今後において、公式に説明の機会や方法を考えておられるか伺います。

2つ目です。先ほど総務課長から、建設的な答弁や、それからほかの議員の答弁をいろいろお聞きして、ちょっと重なることかもしれませんが、716万1,000円の公金を投入することになった、こうしたことを繰り返さないように、組織立ち上げの経緯、人選、契約書の内容などなど、どこに問題、課題があったのか、原因の究明がとても大事かと考えます。町にダメージを与えています。その責任もあるかと思えます。町としてどのように対処していくのが最善か、町としての総括が私は必要不可欠だと考えます。その上で、責任の取り方を明確にさせていただきたいと考えます。先ほど責任の質問もあって、答弁していますが、総括しての責任の取り方という観点から、考えでよろしいですので、町長としてのお考えを伺います。

以上、2点お願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

ただいま千葉議員のほうから、今回のSANNOWAの案件につきまして、これまでの経緯であるとか実績、様々、いろんな検証を行った上で、しっかりと公式なコメントであったり、発表の仕方を考えているかということでございます。これについては、当然地方創生推進交付金を、国のお金を活用させていただいたという意味で、単に事業停止ということでは私はいけないというふうに考えています。ですので、しっかりとその検証をするということがまず一番大事な責任であろうというふうに考えてございます。そういったものがまとまった際に、これはしっかりと町民の皆さんにも伝わるように考えていきたいなというふうに思っております。

そして、責任ということでございますけれども、先ほども申し上げましたが、まずはこのSANNOWAの課題について、この事業の結果等々、最後の処理までしっかりとそれを努めていくのが町長としての責任だと思っております。その後、何らかの必要性がある場合には、それなりのといいますか、また違う場面というのもあるかと思えますが、ただ現在としてお話しできるのは、まずはこの事業のてんまつ、また総括というところをし

っかりとしていくと、それが私に課せられた責任だというふうに考えてございます。

○議長（竹原 義人君）

ちょっと待ってください。1点目について答弁していますか。いいですか。

○10番（千葉 有子君）

私が聞いているのは、今後において公式に説明の機会や方法を考えていますかということをお聞きしているのです。

○議長（竹原 義人君）

それ1点目ですか。

○10番（千葉 有子君）

はい、1点目。

○議長（竹原 義人君）

1点目も答えてください。

○町長（松尾 和彦君）

公式に説明の機会や方法を考えていますかという質問にお答えを申し上げます。

まず、今回の株式取得というのは、合弁契約書で決められた行為を履行するものでありますので、現段階での公式な発表といえますか、その場というのはまだできないのかなというふうに考えております。しかし、今後の進め方等につきまして、先ほども提案理由の中でもお示しを申し上げましたが、一旦事業停止をした後にその検証等も含めてやっていく中で、その場面で、ここで必要でないかというようなときに開催ができればというふうに考えています。

○10番（千葉 有子君）

今のお答えだと、説明を考えていますか、それから責任の取り方もどうですかとお聞きしたときに、どちらも必要性があつてという印象を受けてしまうのですが、もちろんきちっと決まってからでなければそういうのは正式にはできないとおっしゃられているのは十分理解できます。でも、今私が伺ったのは、必要性があつたら責任の表し方を、それから公式に説明するのも、全て必要性があつたらというふうに私には聞こえたのですが、町長として説明をする、責任の取り方を表すという考えがあるかどうかをきちんとお聞きしたいです。

○町長（松尾 和彦君）

繰り返しになりますけれども、今回のSANNOWAに関する案件は、国からの地方創生推進交付金という国の資金を活用しての事業でございます。そういった観点から、どういった効果があったのか、どういった課題があったのか、なぜこうなったのか、そういったことをしっかりと検証する、これはもう必要があります。ですので、そういった場を設けていく。そして、そういった場を設けた中で、検証ですね、いろんな検証の結果が出てきた中でいろいろお示しすることはあるのだというふうに思っておりますので、まず少し、今すぐというわけにはどうしてもいきませんが、今後の処理が進んでいく段階、段階で、議会の皆様にはお知らせをしていきたいというふうに考えております。

○10番（千葉 有子君）

検証はもちろん大切で、私もそれを求めた発言を今いたしました。町のリーダーとして、トップの説明や言葉の伝えというのは、とても大切なものと考えます。今後注視したく思います。

あと1点質問いたします。5ページ、7款1項2目18節、補助金、秋まつりについては、先ほどご説明いただきましたが、このことについての内容や方法について、町民の方への周知の仕方、どのように今の時点でお考えですか、お知らせください。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

今年の秋まつりに関する周知の方法というご質問でございます。今年の秋まつりのほうは、例年のところから期間のほうを変えまして、10月2日、1日限りの実施をいたします。また、今回コロナ禍で行う秋まつりになりますので、花もらい等は禁止するというふうな内容につきましても広く周知を行った上で、参加するほうも、また観客の方にも、このようなルールを守って皆さんで楽しみましょうという周知が必要かと考えております。時期とか内容につきましては、実行委員会のほうで具体的な日程のほう、スケジュールのほうを決めることにはなりますけれども、今回花もらいを行わない、禁止することで、町のほうではこのぐらいの補助をして実施をします。

また、各山車組についても、できる限りのご協力を得ながら、皆さんが一緒になってできる秋まつりというのを協力してやっていきたいと思いますというような内容の周知、ポスターであるとか、チラシであるとか、そのような周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第 49 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

（「議長」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

2 番、小笠原君。

○2 番（小笠原 君男君）

ここで、議会での透明性のある対応を求める決議案の動議を提出いたしたいと思えます。

○議長（竹原 義人君）

動議の提出をお願いします。

動議の提出

○議長（竹原 義人君）

ただいま小笠原君から決議の動議が提出されました。

この動議は、会議規則第 16 条の規定により、1 人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

ただいま小笠原君ほか 8 名から動議として提出された議員提案第 1 号 議会での透明性のある対応を求める決議案について、これを日程に追加し、議題としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議員提案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。
議案配付のため暫時休憩します。

(午前11時47分)

休 憩

(午前11時48分)

○議長(竹原 義人君)

休憩前に引き続き会議を開きます。
職員に議案を朗読させます。

○議会事務局長(貝森 世光君)

第504回三戸町議会臨時会追加提出議案を朗読いたします。
議員提案第1号 議会での透明性のある対応を求める決議案。
以上、1件でございます。

○議長(竹原 義人君)

朗読させました議案を上程します。

追加日程第1 議員提案第1号 議会での透明性のある対応を求める決議案

○議長(竹原 義人君)

追加日程第1、議員提案第1号 議会での透明性のある対応を求める決議案を議題とします。提出者の説明を求めます。
小笠原君。

○2番(小笠原 君男君)

議員提案第1号 議会での透明性のある対応を求める決議案についての提案理由を申し上げます。

不透明な議会答弁により、議員のみならず、町民に不信感、不安感を与えることがないよう、議会における発言には責任を持ち、透明性のある対応を強く求めるものである。

以上、決議する。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議員提案第1号 議会での透明性のある対応を求める決議案についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（竹原 義人君）

ご着席願います。

起立多数であります。よって、議員提案第1号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。第504回三戸町議会臨時会を閉会します。

午前11時51分 閉会

署 名

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

三戸町議会 議 長

.....

署名議員

.....

署名議員

.....